

平成24年4月16日  
株式会社 山梨中央銀行

「山梨中銀ダイレクト<インターネット投信>」の取扱開始  
および「山梨中銀 インターネット投信キャンペーン」の実施について

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）は、お客さまがご自宅などのパソコンで、いつでも投資信託のお取引や、ご投資状況のご確認をしていただける「山梨中銀ダイレクト<インターネット投信>」（以下「本サービス」といいます）の取扱いを開始いたします。

また、本サービスの取扱開始に合わせて、ご購入金額に応じてギフトカードを進呈する「山梨中銀 インターネット投信キャンペーン」を実施いたします。

1. 本サービスについて

（1）取扱開始日

平成24年4月23日（月）

（2）概要

サービス名称	山梨中銀ダイレクト<インターネット投信>
ご利用条件	満20歳以上の個人のお客さま 当行に「投資信託振替決済口座」 <sup>(注1)</sup> をお持ちのお客さま（同時申込みも可能です） 「山梨中銀ダイレクト」<インターネットバンキングサービス> <sup>(注2)</sup> （個人のお客さま向け）をご利用のお客さま（同時申込みも可能です） 電子交付サービス <sup>(注3)</sup> をご利用いただけるお客さま
サービス内容	インターネットで、以下の取引をご利用いただけます。 <sup>(注4)</sup> 投資信託のご購入・ご解約 投信積立の新規申込・変更・中止 各種照会（取引履歴・保有残高・運用損益・譲渡損益） 電子交付サービス
ご利用時間	24時間365日ご利用いただけます。 ただし、毎月第3月曜日の0:00~6:00（システムメンテナンス日時）を除きます。
ご利用可能なメディア	パソコン 携帯電話・スマートフォンではご利用いただけません。
お手数料	基本手数料は無料です。 投資信託のお取引には、商品ごとに定められたお手数料がかかります。

（注1・2）本サービス、「投資信託振替決済口座」の開設、「山梨中銀ダイレクト」<インターネットバンキングサービス>は、当行本支店の窓口または当行ホームページからお申込みいただけます。

（注3）「電子交付サービス」とは、投資信託取引における各種報告書等を、「書面での交付（郵送）」に代えて「電子書面での交付」としてインターネット上で閲覧いただけるサービスのことです。

本サービスをご契約いただくことにより、自動的に「電子交付サービス」をご利用いただけますので、別途、特別なお手続きは必要ございません。

（注4）75歳以上のお客さまは、「投信積立の中止」「各種照会」「電子交付サービス」のみご利用可能です。

## 2.「山梨中銀 インターネット投信キャンペーン」について

### (1) 実施期間

平成24年4月23日(月)～平成24年8月31日(金)

### (2) 対象となるお取引・特典

本サービスを新規でご契約いただいた個人のお客さまに、キャンペーン期間中の投資信託の合計購入金額に応じて、以下の「山梨中銀DCギフトカード(三菱UFJニコスギフトカード)」を進呈いたします。

対象となるお取引	ご購入金額	キャンペーン商品
インターネット投信 における投資信託のご購入 野村MMFは除きます。	合計額 10万円以上	ギフトカード1,000円分
	合計額 50万円以上	ギフトカード2,000円分
	合計額100万円以上	ギフトカード4,000円分

(注1)複数の投資信託をご購入いただいた場合は、キャンペーン期間終了後、その合計額(手数料・消費税等を含みます)を基準といたします。

(注2)投信積立はキャンペーンの対象外となります。

(注3)「日経225ノーロードオープン」は、上記合計額から除き、ご購入金額50万円以上につき一律ギフトカード1,000円分を進呈いたします。

(注4)ギフトカードの発送は、平成24年9月下旬を予定しております。

## 3. お客様からのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電話】0120-201862<sup>ふれあいハローライン</sup>(照会コード:9)

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00  
(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

当行では、今後とも、お客様により一層ご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上

### 投資信託に関する留意点

- ・投資信託は、預金ではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、価格変動を伴う金融商品のため元本は保証されません。各ファンドの主なリスクについては、「契約締結前交付書面」(目論見書)をご確認ください。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入いただいたお客様に帰属します。
- ・投資信託は、書面による契約の解除(クーリングオフ)の適用はありません。
- ・投資信託のお取引にあたっては、「契約締結前交付書面」(目論見書)をお渡しいたしますので必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」(目論見書)は当行本支店の窓口にご用意しております。(当行ホームページでもご覧いただけます。)

株式会社 山梨中央銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号

加入協会 日本証券業協会